

気軽に電話ください。暮らしなんでも無料相談
 紹介します。1人で悩まずに気軽に電話してください。日常生活で起こるトラブルや悩みごと、家庭問題、介護、法律、年金などの相談を受け付け、解決方法の提案や相談窓口を紹介いたします。平日午前9時～午後5時
 受付日時 平日午前9時～午後5時
 ライフサポートセンター中東遠事務所(☎0538-33-3715)

パブリックコメントを実施し、広く意見を募集します

意見を募集する計画

①菊川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び菊川市気候変動適応計画(案)

②菊川市避難行動要支援者避難支援プラン(案)

募集期間 ①2月5日(月)～3月4日(月) ②2月22日(木)～3月21日(木)

意見を提出できる人 市内に居住・通勤・通学している人、市内に事務所・事業所を有する人、その他計画の関係者

資料閲覧場所 各担当課、市役所本庁舎、市立図書館行政資料コーナー、市ホームページ(右記)※詳細は担当課へ問い合わせください。

☎①環境推進課環境政策係(☎35-0916)

☎②福祉課社会福祉係(プラザけやき内☎37-1123)



市役所会計年度任用職員(非常勤職員)を募集します

職種 事務補佐員(窓口対応、電話対応、パソコンを使用した資料作成・入力業務など)

採用人数 若干名

受験資格 パソコン(ワード、エクセル)処理技能を有する人

賃金(勤務体系) ①月給14万6,400円(勤務時間:7時間/日、週5日)
 ②時給1,037円(勤務時間:4時間/日、週5日)

その他手当等 期末手当・交通費(駐車場代1,000円/月 徴収あり)など

雇用期間 4月1日～令和7年3月31日

就業時間 ①平日の午前9時～午後5時(休憩時間60分)

②平日の午前9時～午後2時(休憩時間60分)

※採用部署により、就業時間が異なる場合があります。

休日 土日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

勤務場所 市役所本庁舎、プラザけやき、中央公民館など

加入保険等 ①共済組合(健康保険)、厚生年金保険、雇用保険、非常勤公務災害補償 ②雇用保険、非常勤公務災害補償

申込期限 2月8日(木)

申込方法 市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ市役所本庁舎2階総務課人事研修係へ提出(受付時間:平日の午前8時15分～午後5時)

選考方法 2月下旬に面接実施(日程は後日お伝えします)

☎・☎ 総務課人事研修係(☎35-0921)

国民年金保険料をまとめて前納するとお得です!

国民年金には、保険料をまとめて前払いすると割引になる前納制度があります。口座振替の場合では、6カ月前納でおよそ1,130円、1年前納でおよそ4,150円、2年前納ではおよそ1万6,100円の割引となります。

※割引額は令和5年度国民年金保険料をベースにしたものです。

申込期限 2月29日(木)※掛川年金事務所必着

※申込方法などの詳細は、ホームページ(右記)をご覧ください。

☎・☎ 市民課国保年金係(☎35-0915)

掛川年金事務所国民年金課(☎21-5524自動音声案内2→2)



児童手当受給中の公務員の皆さん臨時給付金の申請はお済みですか

令和5年4月1日時点で菊川市に居住し、令和5年4月分の児童手当を所属庁から支給された公務員を対象に、「菊川市子育て世帯臨時特別給付金」の申請を受け付けています。

※市から児童手当を支給された人は、8月25日に支給済みです。

※詳細は市ホームページ(右記)をご覧ください。

☎・☎ 子育て応援課こども福祉係(プラザけやき内☎35-0914)



ろうきん掛川と市の「教育ローン」「住宅ローン」のお知らせ

●「市教育ローン」

最大返済期間が5年から10年に延長されました。

融資額 学生1人あたり200万円以内

金利 年1.40%(固定金利)

返済期間 10年以内

対象 前年年収が150万円以上1,000万円以下である市内在住の勤労者

●「市住宅ローン」

金利が下がりました。

融資額 100万円以上500万円以下

金利 返済期間5年 固定年0.70%

返済期間10年 固定年0.85%

対象 市内で住宅を新築や増改築、または建売住宅、中古住宅、住宅用土地を購入する予定のある市内在住の勤労者

☎・☎ ろうきん掛川支店
 (☎24-5111)

家計調査にご協力をお願いします

家計調査は、無作為抽出された世帯に家計の収支を家計簿へ記入してもらう調査です。県知事が任命した調査員が選定された世帯を訪問して調査書類を配布します。調査結果は、皆さんの暮らしに活かされています。調査員が伺ったときは、ご協力をお願いします。

※詳細は下記へ問い合わせください。

☎ 県知事直轄組織統計調査課消費班
 (☎054-221-2236・2247)

確認しましょう静岡県の最低賃金改正のお知らせ

県内の事業場で働くすべての労働者(パートやアルバイトなどを含む)に適用される「静岡県最低賃金」は、令和5年10月1日から「時間額984円」と改正されています。また、特定の産業に従事する労働者に適用される「特定最低賃金」は、令和5年12月21日から改正されています。

※詳細はホームページ

(右記)をご覧ください。

☎ 静岡労働局賃金室
 (☎054-254-6315)

